

産業廃棄物処理施設設置の事業計画に係る合意の形成の判断について

下記1の事業計画に係る合意の形成について下記2のとおり判断しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定によりお知らせします。

記

1 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
株式会社RENERGY 代表取締役 大塚 雅之
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野字段下1021番 外7筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
油化施設(小規模産業廃棄物処理施設)

2 合意の形成の判断結果

条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていない。(条例第26条第1項第3号)

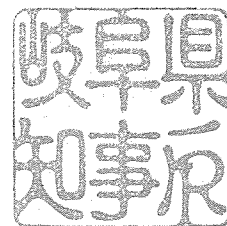
<判断の理由>

条例に規定する手続に関する事業者の取組は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例解釈運用基準(平成21年12月18日付け岐阜県環境生活部長通知)の第26条第1項関係の2(2)で示されている「条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分」とされている場合のいずれにも該当せず、十分であると認められる。

事業者の1回目の見解について意見書を提出した関係住民の中に、事業者の2回目の見解に対して、計画地周辺的生活環境の保全上の観点から理解を示していない者が認められる。

令和7年11月11日

岐阜県知事 江崎 禎英



(教示)

この判断に不服がある関係住民の方は、条例第27条第2項の規定により、周知が開始された日から20日以内(令和7年12月1日まで)に岐阜県知事に異議を申し立てることができます。なお、申立は揖斐県事務所へ規則様式第12号を提出することにより行ってください。

問合せ先

〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
揖斐県事務所環境課

TEL: 0585-23-1111 (内線: 448)